

内航コンテナ船・RORO船貨物流動調査票 調査票記入要領

ご回答に際して

1. 本調査は、令和4年11月1ヶ月間に貴社が運航されるコンテナ船およびRORO船1船ごとの、任意の4ラウンド分の積載貨物の流動状況についてお尋ねするものです。
2. ご回答頂くラウンドについては、輸送量の変動にご配慮の上、4ラウンドで調査する貨物が、平均的な輸送量に近くなるよう、お選び下さい。
3. 本調査では、積載貨物の品目が同一で、発地および着地が同一のものについてはこれを1ロットとし、まとめて一つの欄にご記入下さい。ただし、輸送機器の種類が異なる場合、さらに、同一種類の輸送機器であってもその規格が異なる場合には別ロットとして、それぞれ別の欄にご回答下さい。
4. 調査票の各項目のご回答に際しては、以下の諸点にご留意下さい。

(1) 船名

船名には「ふりがな」を付けて下さい。

(2) 第() 出港分

紙の調査票でご回答の場合は、「第(1)出港分」、「第(2)出港分」というように、調査票を分けてご回答下さい。

(3) 発港名・着港名

右のような航路の場合、1船1出港分の調査票は発港・着港の組合せで次の6通りとなります。

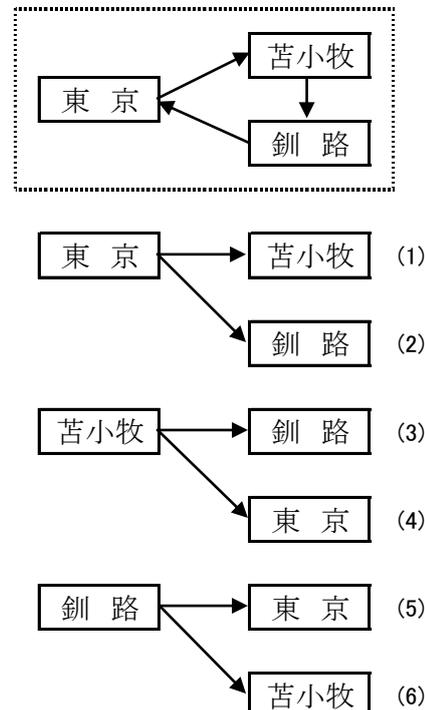
ただし、特定の港湾間で船積みの無い場合には、「①船名、③発着港名、④出入港月日」欄にご回答の上、「I. 輸送機器の(⑤輸送機器の種類)」欄に「なし」とご回答いただき、以下余白で結構です。

(4) 出港月日、入港月日

当該船舶の運航スケジュールをご回答下さい。

I 輸送機器

この欄は、輸送機器の種類、その実空別、船積みのための港頭地区への搬入時刻をお尋ねするものです。



(5) 輸送機器の種類

次の区分番号でご回答下さい。

- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. コンテナ直積み | 4. トレーラー | 7. パレット貨物直積み |
| 2. コンテナオンシャーシ | 5. 商品車(中古車を含む) | 8. その他 |
| 3. トラック | 6. 重機、建機 | |

(6) 実空別

上記の輸送機器の貨物の実空別を次の区分番号でご回答下さい。

- | |
|---|
| 1. 実車又は実入りコンテナ (上記(5)で5～8に該当する場合には「1」をお選び下さい。) |
| 2. 空車又は空コンテナ (この場合には、以下の(7)～(12)までの該当項目にご回答いただき、以下は余白として下さい。) |

(7) 搬入時刻

上記貨物がCY、野積場、駐車場等の船積港港頭施設に到着した時刻を、次の区分番号でご回答下さい。なお、コンテナ2個以上、車両2台以上などで1つの回答となる場合には、最終搬入の時刻についてご回答下さい。

- | | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 1. 出港0～2時間前 | 3. 出港4～6時間前 | 5. 出港12～24時間前 |
| 2. 出港2～4時間前 | 4. 出港6～12時間前 | 6. 出港24時間以上前 |

Ⅱ トラック、トレーラー等の場合

輸送機器の種類がトラック、トレーラー、商品車、重機・建機の場合にご回答下さい。ただし、コンテナをトラック、トレーラーに積載している場合には、次の「Ⅲコンテナ」の欄にご回答下さい。

(8) トラック、トレーラーの種類

トラック、トレーラーの最大積載トン数をご回答下さい。ただし、商品車、重機・建機の場合には、空欄で結構です。

(9) 台数

トラック、トレーラー、商品車、重機・建機の台数をご回答下さい。ただし、トラック、トレーラーの場合には、最大積載トン数ごとの台数をご回答下さい。

Ⅲ コンテナの場合

輸送機器の種類がコンテナ(直積み又はオンシャーシ)の場合、その種類、規格、個数、バンニング場所をご回答下さい。

(10) コンテナの種類

次の区分番号でご回答下さい。

内貿の	{	1. ドライコンテナ	内航フィーダーの	{	4. ドライコンテナ
		2. 冷蔵・冷凍コンテナ			5. 冷蔵・冷凍コンテナ
		3. その他			6. その他

(11) コンテナの規格

次の区分番号でご回答下さい。

1. 10フィートコンテナ	4. 20フィートコンテナ	7. 40フィートコンテナ
2. 12フィートコンテナ	5. 24フィートコンテナ	8. 45フィートコンテナ
3. 15フィートコンテナ	6. 35フィートコンテナ	9. その他

(12) 個 数

種類、規格別のコンテナの個数をご回答下さい。

(13) バンニング場所

この欄は、内貿コンテナ及び内貿フィーダー船利用の輸出コンテナ貨物についてのみお尋ねするものです。コンテナ貨物のバンニング場所を次の区分でご回答下さい。

1. 港頭地区	2. 発荷主の事業所内	3. その他
---------	-------------	--------

IV 貨 物

この欄は、貨物の発地、着地及び貨物の内容についてお尋ねするものです。したがって、空車および空コンテナの場合には回答の必要はありません。

(14) 貨物の発地、着地

お手数ですが、市区町村名もご回答下さい。発地、着地の定義は次に示すとおりです。

発地・着地の定義	
発地	<ul style="list-style-type: none">・ F C L（満載貨物）の場合、発地は調査対象貨物の生産地を指します。ただし、倉庫等で詰め・保管・加工等を行う場合には、当該倉庫が発地となります。・ L C L（混載貨物）（国内輸送の途上で、複数の生産地からの貨物を詰め合わせて、1本のコンテナ又はシャーシ1台を仕立てる貨物等）の場合、発地は詰め（バンニング）場所を指します。・ なお、複数箇所で詰め合わせの上、満載貨物を仕立てる場合、最終的な詰め場所を発地と見なします。
着地	<ul style="list-style-type: none">・ F C L（満載貨物）の場合、着地は調査対象貨物の消費地を指します。ただし、倉庫等で保管・加工・仕分け等を行う場合には、当該倉庫が着地となります。・ L C L（混載貨物）（国内輸送の途上でコンテナ貨物又はシャーシ1台の貨物を仕分けて複数の消費地に配送する貨物等）の場合、着地は仕分け（デバンニング）場所を指します。・ なお、満載貨物を仕分けた後、複数箇所に配送する場合、最初の仕分け場所を着地と見なします。

なお、内航フィーダーコンテナについては次のような区分となります。

	貨物の発地		貨物の着地	
	輸出フィーダーコンテナ	都道府県	市区町村名	国名
輸入フィーダーコンテナ	国名		都道府県	市区町村名

(15) 仕出施設、仕向施設

貨物の発地における仕出施設、着地における仕向施設について、各々次の区分番号でご回答下さい。

1. 工場	6. 建設作業場	11. 上屋・荷さばき場
2. 営業用倉庫	7. 卸売市場	12. CY (コンテナヤード)
3. 自家用倉庫	8. サイロ	13. CFS (コンテナフレートステーション)
4. 卸売店舗	9. モータープール	14. その他
5. 小売店舗	10. 野積場	

(16) 工場の種別

貨物の発地および貨物の着地が臨海工場であるかどうか、各々次の区分番号でご回答下さい。

1. 臨海工場である	2. 臨海工場でない
------------	------------

(17) 荷送人業種、荷受人業種

貨物の発地における荷送人業種、貨物の着地における荷受人業種について、別添業種表をご参照のうえ、各々同表の2桁の中分類コードでご回答下さい。

(18) 輸送機関

貨物の発地から発港までの輸送機関、着港から貨物の着地までの輸送機関について、各々次の区分番号でご回答下さい。

1. 鉄道	2. 自動車	3. 自走	4. その他
-------	--------	-------	--------

注)「自動車」とは営業用トラックまたは自家用トラックで輸送された場合です。

「自走」とは商品としての自動車(中古車、重機・建機を含む)が自ら走行した場合です。

「その他」とは、鉄道、自動車、自走以外の輸送手段で輸送された場合です。

複数の輸送機関を経由する場合は、輸送した距離が最も長い輸送機関をお選び下さい。

例 鉄道 30km、自動車 100km → 自動車

(19) 発港入荷施設、着港出荷施設

発港における輸出貨物の入荷施設(搬入施設)、着港における輸入貨物の出荷施設(搬出施設)について、各々次の区分番号でご回答下さい。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 上屋・荷さばき場 | 4. CFS (コンテナフレートステーション) |
| 2. CY (コンテナヤード) | 5. 駐車場 |
| 3. 船積・船卸ヤード(CYを除く) | 6. その他 |

(20) 品 目

別添品目表をご参照のうえ、第2品目まで品目名またはコード番号でご回答下さい。ただし、同一コンテナ、同一車両の積載品目が3品目以上にわたる場合には、重量の最も大きい品目を第1品目欄に回答し、残りを第2品目欄に「取合せ品」としてご回答下さい。

(21) 重 量

輸送機器の種類がトラック、トレーラーの場合には、積載貨物のトン数をご回答下さい。ただし、トン数はフレート・トン（重量は1,000kg、容積は1,113m³を1トンとし、重量と容積のうちいずれか大きい方）でご回答下さい。なお、1トン未満の場合は1トンに繰り上げ、また1トン以上ある場合のトン未満については四捨五入して下さい。

例 1トン未満の場合： 0.4トン → 1トン
 1トン以上の場合： 32.7トン → 33トン

輸送機器の種類が、商品車（中古車を含む）の場合には、次表より該当する車種区分の1台あたり重量（トン数）をご回答下さい。

車種区分		車両の長さ	1台あたり重量 (フレートトン/台)
バス	特 大	9m以上	75トン
	大 型	7m以上9m未満	50トン
	普 通	5m以上7m未満	30トン
	小 型	5m未満	20トン
トラック	特 大	9m以上	70トン
	大 型	7m以上9m未満	50トン
	普 通	5m以上7m未満	30トン
	小 型	4m以上5m未満	10トン
乗用車	普通・小型	4m以上	10トン
	軽四輪車	4m未満	5トン
その他	軽トラック	4m未満	5トン
	トレーラー	12m以上	110トン

輸送機器の種類が、重機・建機の場合には、車体そのものの重量をご回答下さい。

また、(9)におけるトラック、トレーラー、自動車、重機・建機の台数が2台以上、あるいは(12)におけるコンテナの個数が2個以上の場合には、合計の重量（トン数）をご回答下さい。